

## 2 金融関係

### ア 銀行

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
法定準備金の減少に係る規制の緩和 (金融庁)	銀行については、法定準備金の減少に際しての債権者保護手続について、合併(銀行法第33条)や会社分割(同第33条の2)の場合と同様に、預金者等への個別の催告を不要とすることについて検討し、結論を得る。		検討開始	検討・結論	(金融庁) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号、平成16年6月9日公布)で、資本の減少の場合、公告を官報のほか、定款に定めた日刊新聞紙又は電子公告により行った場合は、債権者に対する個別の催告は不要とされた。(平成17年2月1日施行)	
23信託銀行が行う公告における電磁的方法(インターネット)の利用 (金融庁、法務省)	信託銀行が行う次の(a)~(c)の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (a)定型的信託契約に係る約款変更時の公告 (b)貸付信託に係る信託契約の締結時・信託約款の変更時の公告		検討開始	検討・結論	(金融庁、法務省) 信託銀行が行う信託に係る公告の方法については、商法等の改正法(平成16年法律第87号、平成17年2月1日施行)により一般の株式会社等に対して新たに電子公告が導入されたことを踏まえ、定型的信託契約に係る約款変更時の公告などについて、電磁的方法の利用を可能にするための具体的な内容について検討を行う。	
30銀行における電磁的方法による決算公告等の許容 (金融庁)	商法同様、銀行にも電磁的方法による決算公告を許容するとともに、平成15年度中に商法改正法案の提出が予定されている「公告一般の電子化」の措置の際にも同様の手当てを行うことについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 商法における決算公告の方法を踏まえ、銀行の決算公告について電磁的方法を可能とするため、具体的な内容について検討を行っているところ。	
31店舗の営業時間規制の撤廃 (金融庁)	店舗の営業時間規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 為替取引や当座預金業務を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所にかかる営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い措	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					置することとする。	
32出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く)の休日に係る規制の緩和 (金融庁)	出張所における銀行法上の法定休日以外の日を休日とすることについて規制を緩和することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 為替取引や当座預金業務を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所にかかる休日の規制については緩和することとし、その具体的な内容について検討を行っているところ。	

## イ 協同組織金融機関

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		13年度	14年度	15年度		
協同組織金融機関（信用金庫等）に係る規制緩和（金融庁）	協同組織金融機関の意義や在り方について、今日的な観点から早急に検討を行い、こうした議論を踏まえて、以下について具体的な論点を整理する。					
	b 信用金庫の卒業生金融制度の見直し 信用金庫の協同組織性を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、企業規模の拡大に伴い信用金庫の会員資格を失ういわゆる「信用金庫の卒業生」に対する貸出しを恒久的に認めることについて検討する。	検討（13年度以降）	検討	検討	（金融庁） 卒業生金融制度は、会員が会員資格の範囲を超えて規模が大きくなった法人等に対して、協同組織性を踏まえ、一定の期間に限り、例外的に取引の継続を認めている信用金庫独自の特例措置である。これを恒久化することは、信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置困難である。	
	d 信用金庫の業務方法書の廃止 信金法に基づく業務方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。	検討（13年度以降）	検討	検討・結論	（金融庁） 業務方法書は、信用金庫及び信用組が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものである。業務方法書の必要性について、検討を行った結果、協同組織金融機関の個別の業務実態を把握するうえで、監督上必要不可欠なものであること、他業態（証券、保険、信託等）においても監督手法の1つとして幅広く採用されていることなどから措置困難であるという結論に達した。	
信金法に基づく業務内容方法書の廃止（金融庁）	信金法に基づく業務内容方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	（金融庁） 信金法に基づく業務内容方法書を廃止する方向で、具体的な措置内容の検討を行なっているところ。	
信用金庫におけ	平成13年改正商法における株式会社同様に、信用金庫及び信用金			検討・結	（金融庁）	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
議決権のIT化 (金融庁)	庫連合会の会員についても、電磁的方法での議決権の行使を認めることについて検討し、結論を得る。			論	信用金庫及び信用金庫連合会についても、電磁的方法による議決権の行使を可能とする方向で、具体的な措置内容について検討を行なっているところ。	
信用金庫における計算書類・定款のIT化 (金融庁)	平成13年改正商法における株式会社同様に、信用金庫及び信用金庫連合会についても、計算書類・定款等の電磁的方法での作成、電磁的記録での備え置きを認めることについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号、平成16年12月1日公布)により保存義務(備置き等)がかけられている書類については、電磁的方法による作成等が認められた。(平成17年4月1日施行予定)	
協金法に基づく業務内容方法書の廃止 (金融庁)	協金法(協同組合による金融事業に関する法律)に基づく業務内容方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 協金法に基づく業務内容方法書を廃止する方向で、具体的な措置内容の検討を行なっているところ。	

## 工 保険

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
保険商品の原則届出制への移行 （金融庁）	平成13年度中に、企業や年金基金に対する保険に加えて、家計向け保険についても、早期の原則届出制への移行に向けて結論を得、所要の措置を講ずるとともに引き続き検討し、結論を得る。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第66号及び平成14年内閣府令第8号）】	一部措置済 （7月施行及び3月施行） 検討	検討・結論		（金融庁） 届出制の対象を大幅に拡大し、企業や年金基金等に対する保険については、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成13年内閣府令第66号）により原則届出制に移行しており措置済（平成13年7月6日施行）、 また、家計向け保険商品の届出制への移行についても、火災保険は商品内容及び保険料の算出方法が比較的単純なことから、届出制へ移行しても、契約者保護の観点から問題が少ないと認め、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第8号）により届出制に移行済み（平成14年3月25日施行）なお、その他の家計向け保険商品は、商品内容及び保険料の算出方法が複雑であるため、契約者保護上十分な審査を行う必要があり、申請手続きの迅速性のみを重視して届出制に移行することは困難であるとの結論を得た。	
リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃 （金融庁）	リスク細分型自動車保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を勘案しつつ、速やかにリスク細分型自動車保険の地域区分を撤廃することについて引き続き検討し、結論を得る。	検討	検討・結論		（金融庁） リスク細分型自動車保険における「地域区分」の細分化について検討を行ったところ、車検証上の登録地を基準として地域料率を適用しても、自動車は登録地で事故を起こすとは限らないため、地域を細分化するほど料率算定の合理性が失われ契約者間の公平性が損なわれること、安い保険料を求めて不適正な車検登録が行われること（モラルハザード）を排除する有効な対策がないこと、合理的かつ妥当な細分化した地域料率を算出する手法がないた	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					め、ダンピングやチェリーピッキング(損害率の高い地域の契約者に対する引受拒否等)の温床となること、等の弊害があると考えられるため、措置は困難であるとの結論を得た。	
生・損保会社本体による相互参入の範囲 (金融庁)	生・損保会社本体による相互参入の範囲について、現在進んでいる子会社方式の相互参入の定着状況を見つつ、検討する。	13年度以降逐次検討			(金融庁) 生・損保会社の相互参入については、子会社方式や持株会社方式による相互参入、第三分野(疾病、傷害等の保険)についての相互参入が認められているが、本体による相互参入については、 生命保険業と損害保険業のリスク(破綻リスク)を遮断し、保険契約者の保護を図ることが困難になること、 諸外国においても、子会社方式や持株会社方式による相互参入が一般的であり、本体による相互参入は認められていないこと、 保険監督者国際機構(IAIS)においても、「生命保険の事業免許を取得した保険者に、損害保険の事業免許を与えるべきではない。逆の場合も同様である」とされていること、 から、措置困難との結論に達した。	
23業務範囲規制の適用対象範囲の見直し (金融庁)	保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて引き続き検討を行い、平成14年度末までに結論を得る。 【検討の結果、現行の制度を維持することとした】	検討・結論			(金融庁) -	
27保険契約の締結又は保険募集に	保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確にすることにより、				(金融庁)	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
関する禁止行為 についての明確化 （金融庁）	保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を図る観点から、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、 ）今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。			措置（事例に基づき追記）	ノーアクションレター制度が活用され、適切な事例が蓄積された場合においては、適宜事務ガイドラインに追記することとしている。	
28保険募集人等の委託の在り方についての見直し （金融庁）	保険募集に関する所属保険会社の責任や総代理店（保険会社の業務の一部を受託する大型の保険代理店等）が行うことのできる業務範囲、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者保護の方策等を明確にした上で、保険募集人等の委託の在り方についての見直しを行う。			検討・結論	（金融庁） 保険募集人等の委託の在り方の見直し（総代理店制度の導入）について検討を行ったが、 保険会社が保険代理店に直接委託するのではなく、総代理店が委託することとした場合、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社が、保険代理店における業務の適切な実施を確保できなくなるおそれがある、</li> <li>・ 保険会社が、自ら委託していない保険代理店の保険募集に関する賠償責任まで負うこととなる、</li> <li>・ 多くの保険代理店を傘下に持つ総代理店は強い販売力を有するようになり、保険会社のコントロールが十分に働かなくなるおそれがある、</li> </ul> 等の問題があること、 また、これらの問題に対応する方法として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総代理店に、保険代理店における業務の適切な実施の確保の責任等を負わせること、</li> <li>・ 総代理店は、保険会社の子会社に限ること、</li> </ul> 等が考えられるが、実際にはこうした要件を満たす総代	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					理店は想定し難いこと、 更に、保険募集人等の委託について保険会社が外部に 委託する具体的なニーズが認められないこと、 から、措置困難との結論に達した。	



## オ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
特定債権等に係る事業の規制に関する法律の見直し （経済産業省、金融庁）	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点も踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討し、結論を得る。	検討	検討	検討・結論	（金融庁、経済産業省） 特定債権法の必要性、在り方について、検討を行った結果、特定債権法を廃止することも含む「信託業法案」を、平成16年3月5日に第159回通常国会へ提出。同法案は第161回臨時国会において成立し、平成16年12月30日に施行されている。	
21商品ファンドにおける顧客への交付書面記載事項等の簡素化 （金融庁、農林水産省、経済産業省）	商品投資販売業者が顧客へ交付する書面に関する以下の簡素化について検討し、結論を得る。  いわゆる「契約成立前交付書面」の記載事項中、顧客から出資された財産又は信託財産の運用形態が積極運用型の場合における「予想される損失の範囲」を撤廃する。			検討・結論	（金融庁、農林水産省、経済産業省） 「契約成立前公布書面」の記載事項のうち、「予想される損失の範囲」を削除することについて、当該事項は、元本確保型と積極運用型の運用形態の違いによるリスクの度合いを明らかにするものであり、投資家に対し、リスクに関する正確な情報を提供することは、投資家保護の観点から必要不可欠であることから、単に撤廃のみを行うことは困難であるとの結論を得た。	
24国民年金保険料の納付 （厚生労働省）	b 既に行われている口座振替に加え、ATMやパソコン、携帯電話を使った納付を可能とするよう、所要の措置を講ずる。			16年度当初に措置	（厚生労働省） 国民年金保険料の納付について、ATMやパソコン、携帯電話を使った納付を可能とするよう措置を講じた。（平成16年4月1日）	